

## 熊本県文化財指定申請書

区分	記載事項		
分類	無形文化財	種類	工芸技術
名称及び 員数	天草更紗製作技術		
伝承地 所	熊本県本渡市本渡町		
保有者	中村初義		
品質及び 形状			
法量			
歴史	<p>五和町城木場(旧城河原村)の金子亮一代(金子家十六代)蔵の過去帳によれば、新右衛門にはじまる向家は、元和以来、城木場の庄屋をつとめ、かたわら紺屋も営んでいた。<small>支政の三(1818-1829)</small>養子の二男・安吉は、南蛮系更紗の捺染法を修得し、本渡に移つてからは、養子先の有馬家(大黒屋)で専ら更紗の製造販売に当つたのである。以来、明治三十五年頃まで同家及び中村家(中村初義氏の母の実家)が、更紗技術は伝承されてきた。</p>		
構造 復興の経緯	<p>本渡において染色法を修得した(七年間)中村初義氏は、さうに京都において、高度の捺染、模様の技法を修め、かたわら日本画の業を修練した。(三年間)帰郷した同氏は、天草更紗の技術復興を決意し、大正二年から大正十二年まで古型紙の蒐集にあたり、天草全島(赤崎、本渡、城木場、富国、高浜)から長崎、島原、京都、伊賀(近江)等を巡回し、大正末期から天草更紗の製作をはじめた。</p>		

註:住所については伏せてあります(天草テレビ)

製作技術の概要 由来	(1) 型板にもち米の糊をつけ、乾いたら刷毛でふき水をする。 (2) 被染体を張り、その上に一番型紙をおへ。 (3) 白のむしのりでといた染料を馬口べらにつけ型紙の上をかぶさる。
徴証	(4) 型紙の四隅にある星(合わせ穴)を合わせながら同一型紙で連続捺染する。
作者及び 伝來	5) 一度乾燥して、その上に二番型紙を重ね、捺染する。 これで二色刷りが出来るわけで、絵柄と西色によって七回乃至十回繰り返して多色刷りとなる。 (6) 最後に蒸し箱に入れ、蒸氣で蒸上げ、色を定着させる。 (7) 水洗いで乾燥する。
その他	
参考事項	(1) 現在、中村初義代の使用している型紙には、一部に採集した古型紙もあるが、大部分は、三重県白山町で製作されているものである。 (2) 染料は現在、化学染料を使ってはいるが、正確な技術を伝承・保護するためには、1日法の植物染料による捺染が宜ましい。

### (注意)

- 分類の欄は、有形文化財・無形文化財・民俗資料及び記念物の別を記入のこと。
- 種類の欄は、建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡(筆跡・典籍及び古文書を含む。)民俗資料(有形)考古資料・無形芸術・無形工芸技術・史跡名勝・天然記念物及びその他とする。
- 有形文化財が建造物であるときは写真及び実測図を、建造物以外のものは写真を、民俗資料であるときは写真片面を、記念物であるときは土地台帳付属地図・実測図及び写真を添付し、その他関係資料があるときは添付すること。